

川崎地質株式会社 定 款

(2025.02.27)

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、川崎地質株式会社と称し、英文では、K a w a s a k i G e o l o g i c a l E n g i n e e r i n g C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 地質調査、土質調査ならびにこれらに関する建設コンサルタント
2. 建設計画、工事に係る測量、設計ならびに施工管理
3. 物理探査ならびに海洋調査
4. 防災調査ならびに災害予知解析
5. 考古学遺跡調査
6. 環境調査ならびに環境アセスメント
7. 水資源関係資源開発
8. 測定機器具類の開発製作ならびに販売
9. 土木その他建設工事の設計、施工
10. 不動産の賃貸
11. 労働者派遣事業
12. 船員派遣事業
13. 農業に関する栽培技術の研究開発及びコンサルティング・販売
14. 警備業
15. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社の本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、340万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第 8 条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎年 1 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 2 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第 12 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 13 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

第 14 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1

以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 当会社の株主総会議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、12名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第18条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第20条 当会社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 当社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第26条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役および顧問)

第27条 当社は、取締役会の決議をもって相談役および顧問を置くことができる。

(報酬等)

第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第30条 当社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 当社の監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第35条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社の剰余金の配当は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第43条 当会社の剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附則

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第65期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第65期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。